

議案第82号

宝塚市立公民館設置管理条例の全部を改正する条例の制定について
 宝塚市指定管理者選定委員会条例(平成27年条例第3号)新旧対照表(附則第4項関係)
 (現行)

別表第1(第1条関係)

- 1 (略)
- 2 宝塚市教育委員会が管理する公の施設

(5) 宝塚市立花屋敷グラウンド

備考 1市長が管理する公の施設の部第2号、第4号、第5号、第6号、第9号及び第22号並びに2教育委員会が管理する公の施設の部第2号に掲げる施設については、これらの号ごとに一の指定管理者を選定するものとする。

別表第2(第1条関係)

- 1 (略)
- 2 宝塚市教育委員会が管理する公の施設

区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称
(2)	宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館、宝塚市立高司グラウンド、宝塚市立売布北グラウンド並びに宝塚市立花屋敷グラウンド	宝塚市立スポーツ施設指定管理者選定委員会

(改正案)

別表第1(第1条関係)

- 1 (略)
- 2 宝塚市教育委員会が管理する公の施設

(5) 宝塚市立花屋敷グラウンド
(6) 宝塚市立中央公民館、宝塚市立東公民館及び宝塚市立西公民館

備考 1市長が管理する公の施設の部第2号、第4号、第5号、第6号、第9号及び第22号並びに2宝塚市教育委員会が管理する公の施設の部第2号及び第6号に掲げる施設については、これらの号ごとに一の指定管理者を選定するものとする。

別表第2(第1条関係)

- 1 (略)
- 2 宝塚市教育委員会が管理する公の施設

区分	公の施設	指定管理者選定委員会の名称
(2)	宝塚市立スポーツセンター及び宝塚市立末広体育館、宝塚市立高司グラウンド、宝塚市立売布北グラウンド並びに宝塚市立花屋敷グラウンド	宝塚市立スポーツ施設指定管理者選定委員会
(3)	宝塚市立中央公民館、宝塚市立東公民館及び宝塚市立西公民館	宝塚市立公民館指定管理者選定委員会